

## 論 文

## 満州事変・第一次上海事変被害者に対する救恤、一九三三—一九三五年

井 竿 富 雄

はじめに

一 救恤決定の過程

二 満州事変被害者への救恤

三 第一次上海事変被害者への救恤

小括

はじめに

本論文は、満州事変および、これに付随して起こされた第一次上海事変に対する被害者への救恤について明らかにすることを目的とする。

日露戦争以来、日本政府は在外邦人が戦争によって各種の被害を被った際に「救恤金」を支払うという政策を取ってきた。開戦による相手国からの退去、所有財産の放棄や没収、攻撃による船舶の沈没など、戦争に伴う被害は多数存在した。戦争に伴う民間人の損害は不法行為責任を問えないということで、日本政府は被害に対する賠償は拒否していた。しかし、海外進出した自国民を自己責任と戦争受忍で放置することでは、帝国主義国家としての国家統合は危機に瀕する可能性があった。そのため、損害を国家の手で査定して、一定の割合で「救恤金」、すなわち一種の見舞金を支払うという仕組みを長い間続けてきたのである。筆者はこれについていくつかの論文を書いてきた。<sup>1)</sup>

今回の満州事変とこれに付随して起こった第一次上海事変でも、日本政府は従来行ってきたような救恤政策を実行した。しかし、このときの救恤については、実施方法にまず違いが生じた。そしてその上で、これまでになかったことが行われることもあった。後述するように、第一次上海事変という事件の性格により、外国人への救恤を本格的に実行したのである。このような性格変更を

含む満州事変・第一次上海事変への救恤政策がどのようなものであった、構想登場から双方の救恤についてどのように行われたか、この実施過程を見ていくことにしたい。

## 一 救恤決定の過程

一九三一年九月一八日、満州事変が勃発した。日本軍は中国軍を攻撃し、中国東北地方を占領し、満州国を樹立した。この翌年に、日本軍は上海で中国軍と武力衝突し、第一次上海事変が勃発した。満州事変にあたっては、日本人・朝鮮人の現地住民に種々の被害が発生した。武力衝突によるものだけではなく、中国側の抗日運動などによって発生したものもあったようである。これは単に戦地であった中国東北地方だけではなく、中国各地で発生したものであった。また、上海事変においては、日本人商人に被害が生じた。対日感情がよくなかったところへやってくる武力衝突のため、日本人商人は多大な経済的損失を被った。また、第一次上海事変の場合、これまでと異なる事態が発生した。日中両軍の衝突で上海にいる外国人に多数の被害が出たのである。日本政府はこれまで外国人に対する救恤はほとんど行なったことはなかった。<sup>2)</sup>しかし、今回の場合は無視することができなくなったのである。

一九三二年段階で、政府は何らかの形で被害者に対する救済を考えていた。六三議会において、上海事変による日本人商工業者に対する被害へ何らかの救済をなすべきであるという請願が採択されていた。<sup>3)</sup>また、これに伴い、上海事変被害商工業者救済のため、「昭和七年法律第十二号」と呼ばれる法律「造幣局資金払出二関スル件」が制定され、商工業者に対する復興資金貸付が行われることになっていた。<sup>4)</sup>このような措置に加えて、満州事変被害者等への救済

活動も行われることになっていたのである。六四議会（一九三二年一月から一九三三年三月まで）に際し、政府側はこの問題に対する想定問答集を作っていた。満州事変や第一次上海事変への政府の対応について聞かれた場合は以下のように答えることになっていた。すなわち、直接的に現時点で中国側に被害を訴えられる相手がなくなってしまう。満州国は治安回復の途上であり、満州国政府に被害の責任は問えない。上海事変に至っても「又上海事変被害ニ付テハ同事件ニ於ケル我方軍事行動カ純然タル自衛行動タル關係上本来支那側ヲシテ之ヲ賠償セシムヘキ筋合ナルモ各般ノ事情上未タ之ヲ要求スヘキ機会到ラサル状態」である。そのため、二つの事変に際しての邦人被害を請求する相手がなくなっている状態だった。そこで、「各種ノ先例等モ參酌シテ救恤案ヲ立テ事情ノ許ス限リ速カニ実施シタキ考」を持って示す用意がすでであった。特に満州事変の被害者を放置すれば、「當ニ人道上並社会的見地ヨリ政府トシテ到底忍ビ得サル所タルニ止マラス時局ニ因ル是等不幸ナル犠牲者カ結局何等慰藉セラルル所無キコトモナラハ空前ノ事変ニ対スル我國民ノ緊張モ自然弛緩シ惹テハ滿洲問題ニ対スル國民的意気込ニモ憂フヘキ悪影響ヲ及ホスニ至ルノ虞大ナリ」という懸念もあった。このように、満州事変・第一次上海事変については、なんらかの自国民被害者に対する救済策を策定しないわけにはいかない状況になっていた。

第一次上海事変は、これに加えて外交上の問題が発生した。上海はこの当時外国租界なども存在し、列国の商工業者が経済活動を行っていた。日中両軍の衝突により、日中両国以外の人々に被害が発生したのである。日本軍はこの問題についてすぐに動いていた。外国人損害に対する申告を調査し、救済に対する方針を立てていた。一九三二年三月段階で、既に調査が開始されていた。海軍が行った調査の記録が残っている。ここには、まず救済方針として

- ① 中国人の被害は救済しない（ただし、例外的に救済する場合がある。後述する）
- ② 「日本軍ノミノ軍事行動ニ依リ蒙リタリト認メラルル第三人ノ直接損害ニ限り」救済する

という方針のもとに救済案が立案されていた。一九三二年五月一五日段階の調査結果は、外国人の損害申告に対して厳しい態度を示していた。申告の中に

は被害の責任を日本側に押し付けたものがある、などの見解が示されている。その上で、以下の場合にのみ日本側は救済をなすべきであると調書は述べていた。

- (一) 日本軍が第三人ノ財産ヲ直接軍事行動ニ利用セルモノ  
例、邸内占拠宿泊、陣地構築
- (二) 軍事徴発（一時押収物件ニシテ紛失セルモノヲモ含ム）
- (三) 日本兵士ノ犯罪ニ依ルコト明確ナルモノ
- (四) 交戦区域外ニ於テ、誤リテ吾砲彈又ハ爆彈ヲ落下セルニ因ルモノ

このように、今回の被害者救済に関しては、大変複雑な問題が存在した。相互に関連する二つの軍事衝突に対する救済であること、そして、これまではほとんど行われなかった外国人（当時の言葉を使えば「第三人」。日本人でも中国人でもないからである）に対する救済が含まれることである。救済にかかわる主体が多く、調査や交渉などが困難であった。特に第一次上海事変については、後述するように外交交渉によらなければ動かない部分があった。これこそ、この救恤問題が一九三五年までのびる大きな原因だったのである。

一九三三年度の追加予算として、救恤金三〇〇万円、救恤のための審査機関である救恤審査会の経費に一八〇〇〇円の予算がつけられた。そして、一九三三年五月三十一日、勅令一四三三号「満洲事件ニ因リ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル件」が公布された。これも従来の救恤金に関する方法とは異なる。以前は議会で法律を制定し、勅令はこの法律による救恤の手続きを定めるものとされていた。しかし、今回は議会での法律は制定されず、勅令だけで法的根拠が創られたのである。やり方がこのように変化した理由は明らかではない。この勅令の第一条には、「満洲及支那ニ在リタル者又ハ同地ニ財産ヲ所有シタル者ニテ昭和六年九月十八日以降昭和八年三月三十一日迄ノ間ニ於テ満洲事件ニ因リ身体又ハ財産上ニ損害ヲ被リタルモノニハ本令ニ依リ救恤金ヲ交付スルコトヲ得」と書かれている。満州事変は明文化されているが、第一次上海事変については明文化されていない。しかし、地域を「満洲及支那」として、中国東北地方以外も救済対象に加えることによって、実質的に満州事変に付随した抗日運動や第一次上海事変の被害者も救済に加えることにしたのである。

これらの救済について、満州事変被害者への救済と、第一次上海事変の、特に外国人被害者への救済は全く異なる道筋をたどった。以下このことにつき、節を分けて論じていくことにしたい。

## 二 満州事変被害者への救恤

制定された勅令に基づき、救恤審査会が設立された。救恤審査会は、外務次官重光葵を長として、外務省・大蔵省・拓務省・陸海軍・および現地の外交官で構成されていた。また、上海事変については、現地外交官とのやりとりが重要な役割を担った。これについては次節で述べたい。一九三三年六月二二日、審査会が発足した。ここでは、審査員二名と幹事を「主査員」とし、関係する領事との連絡や、審査会での議案作成に従事することにされた。この審査会の席上、重光審査会長は以下のように述べていた。<sup>8)</sup>

「今回ノ満州事件ニ因ル被害ニ対スル救恤ハ従来類似ノ救恤ニ比シ其ノ範囲カ極メテ広ク人的ニハ一般在留邦人ノ外多数ノ在滿朝鮮人並上海事変ノ際我方ノ軍事行動ニ依ツテ直接被害ヲ受ケタ第三国人ヲモ含ミ且其ノ範圍ニ於テモ支那及滿洲全部ヲ包含シ今日迄ニ各領事館ニ於テ取纏メタ被害統計ニヨレバ死者一三一九名負傷者七八三名拉致監禁サレタ者二六二名又物的損害ノ申告額ハ第三国人ヲモ含ミ約一四七七〇〇〇円ニモ達シテ居ル關係上今回ノ事務ノ遂行ハ従来ニ比シ比較的困難且複雑ナモノガアロウト思ハレマスガ一般被害者ニ於キマシテハ窮迫シテ居ルモノガ多ク又救恤問題ハ殊ノ外一般世上ノ注視スルトコロトナツテ居リマスカラ本件ノ処理ハ最モ公平迅速ヲ要スルモノト信ゼラレルノデアリマス。特ニ上海第三国人ノ被害ニ付テハ種々機微ナル國際上ノ關係モアリ速カニ円満ナル解決ヲ図ルノ必要アル次第デアリマス」

これまでの戦時在留邦人救恤政策とは異なるかなりの困難さをはらむものとして、満州事変・第一次上海事変の救恤はスタートしたのである。<sup>9)</sup>

ところが、このうち救恤審査会は一九三四年一月まで開催されなかった。これについては、「今回ノ救恤ニ当ルヘキ被害ハ其ノ發生ノ地域ハ滿洲及支那本部ノ各地ニ亘リ且ツ被害ノ内容モ複雑ナル為申請書ノ經由官庁タル各地ノ領事

館ニ於テ申請書記載ノ損害ノ真否其ノ他ノ損害ノ査定ニ必要ナル調査ヲ為スニ多大ノ日時ヲ要セルモノ少ナカラス為ニ損害ノ申請書ノ進達速カナラサルモノアリ」と書かれている。申請書の到着の遅れなど、審査事務の遂行自体に困難が生じていたためであった。一九三四年一月一七日に、救恤審査会は上海事変の外国人救済に振り向ける金額を決定し、満州事変の日本人被害者に対する救恤金を審査・決定するための小委員会を設置することを決めた。

さらに特徴的なことは、在滿州朝鮮人については、日本人とは全く別の手続きが取られていたことである。申請などは同じなのである。しかし、日本人と朝鮮人は、審査手続きなどが全く異なっていた。日本人に関しては、前述の小委員会が審査し、個別の救恤金額を一九三四年六月までに決定していた。しかし、在滿州朝鮮人は「簡易手続」なるものが採用されていた。朝鮮人の申請書は救恤審査会で調査されるのではなく、申請書を受け取った所轄の領事が審査し、その意見が東京の救恤審査会に上げられることになっていた。日本人の救恤金額が決定した一九三四年六月二二日の審査会で、所轄領事へ向けて朝鮮人向けの各地救恤金額が割り当てられた。その上で、一九三四年八月になってようやく個別の救恤金額を調整するために救恤審査会に「朝鮮人救恤小委員会」を作り、ここで審議して朝鮮人の救恤額を決定していた。この理由については、手続的なことを指示した電報の中に、「在滿朝鮮人ノ被害ニ付テハ被害事件多数且ツ複雑ナルノミナラス戸籍關係等ノ曖昧ナル者多数ヲ占ムヘキニ鑑ミ各被害者ヨリ一々正規ノ申請書、証拠書類等ヲ提出セシムルコト頗ル困難ニシテ之カ審査モ甚タ煩雜ナルヘキヲ以テ本勅令案第十条但書ノ規定ニ依リ貴館ニ為シタル申告ヲ以テ申請書ニ代ヘシメ画一的標準ヲ以テ救恤金ヲ下付スルノ外ナシ」と書かれたものがある。<sup>10)</sup> ここにあるように、実は満州事変で被害を受けたのは朝鮮人の方が多かった。これについては、中国軍が敗走の過程で「日本人」としての朝鮮人に対する報復を行ったからではないかという指摘がある。<sup>11)</sup>

このような過程の中で、救恤審査会は「決議」と呼ばれる各種の審査基準を決定し、これに従って審査を行った。<sup>12)</sup> まず、救済対象は地理的にも内容的にもきわめて広い範囲を扱っていた。いささか長いのだが、救恤審査会が決議した救恤対象を示すと次のとおりである。

滿洲及支那（香港ヲ含ム）ニ於テ昭和六年九月十八日ヨリ昭和八年三月

三十一日迄ノ間ニ日本軍、満洲軍、支那正規軍ノ戦闘行為、支那正規軍、不正規軍、支那官憲、排日支那人、若ハ事件ニ因リ治安維持薄弱ニ乗シタル支那人、満洲人、不逞鮮人ノ掠奪、放火、其ノ他ノ暴行ニヨリ死亡、負傷シ若ハ監禁セラレ又ハ其ノ財産ヲ喪失若ハ毀損シタルニヨリ生シタル直接ノ損害ヲ救恤ス、財産損害ニ関シテハ喪失財産ノ価格及毀損財産ノ毀損ニヨル喪失価格又ハ修繕費ノミヲ救恤ス、損害中ニハ予想利得ヲ包含セシメス

これに加えて、救恤される場合とされない場合は詳細に決められていた。日本軍の用務従事、義勇兵としての業務による損害、引揚中の財産盗難、秩序混乱による財産喪失は認められた。反面、「單純ナル個人的争闘」による損害や、引揚費用、引揚による健康損害(流産が例示されている)などは救済されなかった。また、「内地人ノ損害ニシテ極メテ僅少ナル損害(救恤額十円以下)」またはその資力に比して軽微な損害は「救恤ノ趣旨ニ鑑ミ」原則として救恤しないことも決められていた。また、日本や外国官憲・満鉄や加害者から賠償などを受けた場合、保険金が下りた場合は、この分が控除された。「官憲ノ制止ヲ肯セス冒險的ニ危地ニ侵入シタルモノ」については、人的被害でも救恤金額を半額に減らされた。

そして、日本人と朝鮮人(満州在住で民間人の場合)については、救恤金額にかなりの差異があった。たとえば日本人の救恤金額(生命損害)については、一九三四年一月の救恤審査会で、最終的に以下のように決められた。

二十歳以上 一四〇〇円  
六歳以上二十歳未満 七〇〇円  
六歳未満 三五〇円

これが朝鮮人の場合には以下のようになっていた。<sup>13)</sup>

世帯主(遺族の生活困難なもの) 三五〇円  
世帯主(遺族の生活困難でないもの) 三〇〇円  
家族一五〇円  
小児七五円

金額の低さとともに、金額を決める基準も異なっている。上記のように、日本人と朝鮮人は救恤金申請書の書類審査の手続き自体が全く異なっていた。その上で、著しく安い金額が設定されていたのである。在満州朝鮮人が日本国民でありながらも日本人とは異なるカテゴリーに入れられて処理されていたことはなぜなのかは史料的には明らかではない。<sup>14)</sup>

### 三 第一次上海事変被害者への救恤

満州事変被害者への救恤とともに、第一次上海事変に関する被害者への救恤も行われた。この救恤で重要なことは、初めて外国人に対する救恤が行われたことである。これまで外国人に対する救恤が全くなかったわけではない。しかし、それはあくまで例外的なものであった。法律などを制定して行われる救恤の場合、原則として「日本臣民」だけが対象になっていた。しかし今回の第一次上海事変の場合、そうはいかなかった。上海には列国が進出し、企業活動などを行っていた。日中両軍が戦闘を行えば、日中両国人以外にも被害が出るのは当然あり得ることだった。日本政府もこのことは否定できなかったのである。第一次上海事変については、日本政府は列国との共同防衛の一環として遂行した軍事作戦であるという建前を取っていた。そのため、列国の国民に対する軍事的損害に対しても、それなりのことはせざるをえなくなっていた。ここでは、この外国人救恤に焦点を当てて考えていきたい。

前述したとおり、日本軍は事変勃発直後から、外国人被害に対しての調査を行っていた。外国人側から被害申告と救済申請が行われていたからである。しかしその結論は大変厳しく、地理的条件や被害の内容によって徹底的に対象者を絞り込むことを提起していた。被害金額査定方針では、対象に対する評価を「甲・乙・丙」の三種に分けていた。甲は日本軍による被害であり、救恤の対象とされた。乙は、日中両軍のいずれによるものかわからないが、「手心ヲ加ヘ得ルモノ」であるとされた(これはさらに、政治的なさじ加減の程度が三段階に分けられていた)。中国軍駐屯地にあったものなどは「丙」とされ、救恤対象からはずされていた。<sup>15)</sup> この外国人被害救恤問題では、このような被害認定と救恤金支払い、そして外交交渉が問題となっていた。被害認定自体をしたく

ない日本軍、被害は認めても救恤金を値切りたい日本政府、そしてできるだけ経済的救済を得たいと考えている人々が登場したのである。そして日本側でこの問題に最前線がかかわっていたのが、上海総領事として勤務していた石射猪太郎と、寺崎英成だった。

すでに、いくつかの動きがあった。当時、戦争による民間人損害は補償を求めることができないという国際法上の考え方があった。しかし、アメリカの国際法学者クインシー・ライトは、第一次上海事変での日本の軍事行動が国際法上正当化できないものであれば、日本に損害賠償を求める権利がある、という内容の論文を発表していた<sup>(16)</sup>。実際に、これは戦争ではないから、日本に対してそれなりの賠償を求めるといふ動きも出てきていた。日本政府は、できるだけ安く、相手に満足を与えて紛争を事前に予防するといふ必要に迫られていた。救恤金をいかに効果的に使うかここでは問題だった。このあたりで、さまざまな考えが示された。一九三二年一月に示された案では「単ニ純理論（日本側には賠償責任はない、ということ―井竿）ヲ以テ推シ通サス見舞金ノ名目ノ下ニ示談解決ヲナシ第三国側ヨリ本問題ヲ国際司法裁判所ニ提起セラルルカ如キヲ避クルコト」が必要であると主張していた。また、陸海軍側は、中国軍のいた場所での損害は救済しないと云っていたが、こちらでは「租界内支那側砲弾殊ニ陸戦隊本部近ク落下シタルモノハ前例トナラサル保証ノ下ニ見舞金乃至涙金トシテ之ヲ認ムル方有利ナリト思考セラル」として、一定程度の救済をすべきであると考えていた。そして、以下のような条件で救恤金を考えてはどうかと提起していた。

- 「被害者ノ国籍また国籍ノ性質ニヨル」
- 「対手国ノ如何ニヨル」
- 「証拠ノ確否」
- 「金額ノ大小」
- 「他ニ影響スル程度」(一件ヲ認ムルコトニヨリ他ニ多数ヲ認メサルヲ得サルニ至ルコト無キヤノ検討等)

さらに別の文書<sup>(18)</sup>では、救恤金は給付するタイミングが重要であると述べていた。「受領者ニ満足ヲ与ヘサルニ於テハ何等効果ナク」、遅れて示談となるとこ

じれてしまう。そして、「将来我方ニ対シテ何等要求ヲ申出テサルコト条件トシテ支給スルコト」が必要である。「殊ニ本件見舞金ハ大体一斉ニ而モ速ニ行ハレサレハ後ニ至リ支給ヲ受クル者ノ態度カ強硬トナル虞レ充分ニアリ仍テ相害余裕アル額ヲ予算ニ計上シオクコト必要ナリトス」と、外国人用の救恤予算はある程度とって置かなければいけないと主張していた(この時には外国人用の救恤金だけで七〇万円を要求していた)。外国人の被害申請には厳しい査定基準で臨んでいても、最終的に妥協策として救恤金の政治的な積み増しがあるであろうといふ考えがあったと言えよう。

救恤に関する勅令が發布される前後、現地の石射は各種の検討作業に入っていた。内田康哉外務大臣とのやり取りの中で、石射総領事はこんなことを言っている。邦人被害と外国人被害では、実は査定額が異なる。そのため外国人被害者を満足させることは困難である。そして「我方ノ誠意ヲ疑ヒ我方措置ノ不公平ヲ鳴ラシ或ハ第三国人側カ相率ヒテ共同戦線ヲ張り来ルコトナキヲ保セス又外字紙等モ黙ツテ居サルヘク頗ル面倒ナル問題トナルコトト思考セラルル処」である。日本側が早めに対策を立てなければならぬ<sup>(19)</sup>。よりストレートに本音の記された文書もある。そこには「(外国人向けの―井竿) 査定ハ最モ嚴重ヲ極メ居リ極力要求ヲ蹴ル方針ナルコトニ於テ邦人直被ノ場合トハ大イニ異ル」と書かれていた<sup>(20)</sup>。さらに外交交渉などを想定した文書では、「賠償要求ニ応スルニ非サルコトヲ第三国人側ニ明白ニスルコト」と書かれている。このためのプロパガンダ経費まで想定されていた。外国の外交官に対しては、「ステートメント」を作成して渡すべきだと書かれていた。それは、「見舞金ヲ与フル趣旨ヲ上海事件ノ性質責任ノ帰属ヨリ説キ起シ詳細書クコト(右ニヨリ対手ノ賠償要求ヲ当方ハ認メ居ラス只情トシテ忍ヒス救恤スル所以ヲ充分認識セシムルコト)」という内容であった。注目すべきは、この際に「シベリア」出兵後始末ノ長年月ヲ費シタルコト」を日本側から説明し、早く日本の立場を承認させるように仕向けよと書かれている点である。救恤などの問題から見たシベリア出兵問題は、この時点で学ぶべき先例とされていたことが分かる<sup>(21)</sup>。あらかじめ権利性を剥奪し、徹底的に金額を値切り、それでいて相手に満足を与える。この困難な救恤金交渉はかなり長くかかることになった。

例外的に救済されることになっていった中国人経営の工場被害については、かなり容易に話が進んだ。相手側の弁護士がやってきた際に、日本領事館担当者

は「訴訟ハ日本語ニテ日本法律ノ定ムル形式ニヨリ為サルヲ要ス右ニハ日本人弁護士ヲ必要トスヘキヲ以テ上海ニテ不可能ナラハ長崎或ハ東京ヨリ之ヲ招聘スルモ一法ナルヘシ」と述べ、訴訟にすると手間とリスクが増大すると相手を牽制した。その上で示談を持ち掛け、すぐに話がまとまった。<sup>26)</sup>

この救恤交渉は、かなり多くの国を相手にせねばならなかった。その中でも、米英両国に対するものが最も多かった。特にアメリカの場合は、アメリカ政府が日本の救恤方針に不満を持っていたため、交渉は非常に困難を極めた。しかも現地の石射総領事は、実際の救恤金額よりもはるかに少ない金額を提示して可能な限り救恤金を値切った。現場で交渉にあたった寺崎英成には「実際(約十一万円)ヨリ大割引シタル数字(六万円、申告額の約五(〇?)%)見当ノ処ニテ話合ヒ居レリ)ヲ提示シタル処米國側ハ痛ク驚愕失望シタル趣ナルカ当方ハ飽迄強硬ニ突張り真実ノ数字ハ当分ノ間仕舞ヒ置ク予定」があった。アメリカ側が東京の政府と交渉して打開策を求める恐れがあるので何も答えないでほしいと石射は本国に釘を刺した。<sup>27)</sup> しかもすることは「精密ナル調査ヲ土台トシ詳細説明ヲ加ヘ一方相手方ノ増額要求ハ断然突撥ネ随時本件外交交渉ノ徒勞ニ終ルヘキ事ヲ「インプレス」シ又他ノ關係国ト協同戦線ヲ張ラシムルカ如キ事態トスルヲ嚴戒スル」という、各個撃破での値切り交渉だった。他国との共闘を阻むために「米國側ヲ十七ヶ國中第一番ニ取上ケタル事ヲ恩ニ着セ他國ニハ本件日米間ニ進行中ナル事ヲ口止メ」していた。<sup>28)</sup> このようにして、あらかじめ日本側の作った土俵に被害者を乗せていくという作戦が取られた。この過程では、以下のような妥協策を持ちかけることもあった。日本側は個別の申請者に対する救恤の可否と金額を決定している。しかし、総額を国単位で全部まとめて相手国の当局に渡し、相手国政府で救恤申請者すべてに割り振り直させるといふものである。日本側の決定に従うと、救恤金交付を受けられる外国人は極めて少ないためであった。こうすれば、申請者すべてに救恤金がいきわたり、日本側の負担は増えないのであった。

だが、外国側は容易に折れなかった。特に、アメリカとのやり取りが最もこじれた。アメリカ側は、救恤金そのものの額が少ないこと、救恤されない者の多いことを問題視し、「将来ニ於ケル請求額ヲ留保シ外交々々移シ得ヘキモノトノ見解」を持ってしていると明言した。アメリカ側に言わせれば、救恤金は「其ノ性質ヨリ見ルモ一種ノ「ギフト」であり、たとえ領収書を出しても対日

賠償請求権が残る、と言ってきたのである。この言い分を聞いた日本側の寺崎英成は、外交交渉に訴えても無駄であり、あらかじめ請求権を放棄しない限り救恤金は渡せない、「貰ヘルモノハ貰フカ尚不足ノ分ハ外交々々涉ト云フハ余リニ虫カ好過キル話」であると返した。日本側に賠償責任はない、「側杖ヲ喰ヒタル第三國人ヲ氣ノ毒ナリト思フ念ヨリ「ソレイシヤム」(Solatium、救恤金に充てられた訳語―井等)ヲ出タス次第ナレハ權利ノ留保ト云フカ如キ權利義務ニ基ク理窟ヲ貴方ヨリ並ヘラルルニ於テハ当方モ賠償責任ハ無キニ依リ金ハ一弗モ出サス取リタケレハ支那側ヨリ取レト云フカ如キ理窟ヲ並ヘサルヘカラス結局解決ハ不可能トナルヘシ」とかなり強気な態度で請求権放棄を迫ったのである。<sup>29)</sup> この時はこれで済んだのだが、数日後またアメリカ側との交渉で、救恤金が少ないものは外交交渉などの長期戦に訴える気であると聞かされると、寺崎は次のように言った。もともと日本政府内には外国人救恤への不要論もあった。救恤金を出せば、第一次上海事変に対し、日本は痛くない腹を探られる結果になりかねない。とはいえ「地元タル当館トシテハ第三國人ノ被害ヲ目前ニ見居ルヲ以テ特ニ氣ノ毒ニ思ヒ右論者ニ対シ此ノ際理窟抜キニ事情特ニ諒トスヘキモノニ限り例外的ニ「ソレイシヤム」ヲ出シ被害ノ幾分ナリトモ緩和シ度シト百分努力シタル結果漸ク今日ニ立至リタル」結果なのだと言っていた。寺崎は最後に「余リ理窟ヲ持出ササルニ於テハ或ハ意外ナル結果ヲ招来スルヤモ知レス」と半分脅迫めいた一言まで付け加えた。<sup>30)</sup> アメリカ側はそれでも納得せず、この後、一九三四年八月にも「クレーマント」ハ救恤金受領ノ際領収書ノ外ニ請求権放棄ノ一札ヲ入ルル必要アリヤ必要アリトセハ甚タ困難ナリ」として、外交交渉に訴える可能性を示唆している。寺崎はこれでもアメリカ側への好意を示した結果だと感情面に訴える戦術に出たが、アメリカ側係官は「好意ハ充分多トスルモ何様金額カ余リニ少シ」と納得しなかった。<sup>31)</sup> 寺崎はイギリス側とも後にこのような交渉をした。イギリス側係官も、申告の中で日本軍の行為の結果でないものは排除し、中国軍の行為によるものは中国側に請求した、それでも少ないのは納得できないと言った。しかし寺崎は「上海事件ハ従来ノ国際法、国際慣例ヲ以テハ律スルコト能ハス」、むしろ国際法を適用すれば日本には救恤の義務はないので都合だとも言い放った。イギリス側は救恤金額の少なさを述べたが、寺崎は拒否したうえで以下のように言い返した。<sup>32)</sup>

「本件ハ「ソレーシャム」ニシテ「インデムニテイ」ニモ「レバレーション」ニモ「コンベンション」ニモ非ス從テ「デイスカス」スヘキ性質ノモノニハ非サルヘシ乍然当方ハ過去二年ニ亘リ各件ニ付詳細ナル調査ヲ遂ケタルモノナレハ「デイスカション」ハ別トシ「エクスプラネーション」ハ欣デ致スヘシ」

このような、妥協の余地が最初からない交渉は甚だ気骨の折れるものであった。寺崎は本省にいる関係者あての書簡で「エライモノヲ引受ケタネ。俺モ閉口シテキルガ、誰カハヤラネバナラヌノダカラ仕方ガ無イ。一生懸命ヤルヨリ外ハ無イ次第ダ」とぼやいた<sup>28)</sup>。

外国人救恤金交付は、結局一九三五年までもつれこんだ。救恤金は公的予算であるから、会計年度をまたぐことができないため最終的な処理が急がれた<sup>29)</sup>。このような中でも、政治的なさじ加減は行われた。地域的には救恤対象にできない場所で被害にあったデンマーク人に対し、日露戦争以来の親日家であり、「情ニ於テ忍ヒサルノミナラス将来同人利用上ニモ面白カラサルヲ以テ」機密厳守を約束させて例外的に特別に救恤金を交付したのである。この人物は「帝國政府ノ好意ヲ深謝シタル後來ル休暇ニハ日本ニ赴キ其地ニ於テ右二千円ヲ費消スル」といささかわざとらしいほど感激してみせた。しかし、デンマーク総領事はこのような日本側の「特別の好意」には動かされなかった。本人の被害申告に対して渡される救恤金額が少ないことを理由に、救恤金額収書への裏書を拒否した（本人が受け取ることは妨げなかった）のである<sup>30)</sup>。

そればかりか、途中で交渉を拒否して救恤金を受け取らない例も現れた。フランス人への救恤金に対し、フランス外交当局も金額の少なさについて不満を述べていた例があった。そして、被害者本人も金額に抗議して救恤金の受領を拒否したのである。日本側は元来「救恤丙」すなわち救恤不可のところを特別に救恤金交付に持ち込んだのだとして譲らなかつた。このフランス人被害者は本国に帰り、日本側と一切の連絡を絶つた。寺崎は、どんなに連絡を取つてもつながらないので「文字通り腐リマシタ。モウ少シ待ッテモ未回答ナラバ、救恤外ニ放リ出スヨリ外無キ処、勿論出来タラバ 例ノ目腐レ金ニテ 後腹ノ病メザル様解決シ度。兎ニ角大イニ閉口中デス」と困惑を極めている様子を書き残している<sup>31)</sup>。解決策として、フランス領事に救恤金を寄託する案なども考えられた。しかし救恤金は本人が合法的な代理人にしか渡せない、必ず受領書を取

る必要があるとされた<sup>32)</sup>。その上、被害者の代理人を務める企業から救恤金受け取りを拒絶された。日本側は関係者から「期限までに回答しないときは救恤金の問題はキャンセルされる」という一筆を取つた。結局、この被害者は救恤金を最後まで受け取らなかつたのである<sup>33)</sup>。

一度受け取つた救恤金を拒絶し返送する例も現れた。アメリカの電話会社が、電線被害に対して支払われた救恤金を返送してきた。これに関して、日本側係官は「過去ニ於ケル話合内容ヲ繰返ヘシタル上米國側ニテ万一外交々渉ニ訴ヘ来ルトスルモ右ハ全然徒勞ニ終ルヘキコトヲ強ク断言」した。救恤金の交渉には応じられないと強く出たのである。だがアメリカ側は「吾人ハ将来ニ対シ左迄「ベシミステック」ニハ非ス今日不可能ノ事ハ将来亦永遠ニ不可能ナルヘシトハ何人モ断言シ得サルヘシ」と不気味な返答をした<sup>34)</sup>。

第一次上海事変に対する救恤金は、以上のような過程を経て交付された。日本側は救恤金を可能な限り値切つた。相手が金額が少ないと苦情を申し立てても、救恤金を相手に押し付けるようにして支払つた。しかも当初見積もつた救恤金は現場でさらに値切つたうえで渡されていた。何もしないわけにはいかないうが、相手国の要求は絶対に受け入れない、可能ならば予定以上に削減したいとぶつかつた。しかし日本側も、当初軍側が査定した結果を相当な幅で覆しているという事情があり、これ以上の妥協も困難であつた。それがこのような結果に終わった理由と言えるだろう。

### 小括

満州事変・第一次上海事変での被害者に対する救恤はこれまでのものとかなり変化があつた。一つは、外国人に対する救恤金交付が行われたことである。これまではほとんどの場合外国人には救恤金が支払われなかつた。第一次世界大戦の救恤金の場合、「帝国臣民」と対象が明確に法律で限定されていた。しかし、上海という国際都市で行われた戦闘に対して、日本人だけに救恤金を支払うということでは事態の処理は不可能だつた。そのことが、第一次上海事変での外国人救恤という結果になつたのである。しかし、日本政府は自国民に對してとは異なり、可能な限り救恤金を支払わない、という前提で行動していた。

そのことが、救済対象者の数や金額の少なさに対する外国側の抗議に上海総領事館が応答せねばならない原因だった。場合によっては、かなりの不満を内包させたままの結果となったともいえる。全部の救恤金支払いに二年もかかったことや、アメリカ領事館員の「今日不可能ノ事ハ将来亦永遠ニ不可能ナルヘシトハ何人モ断言シ得サルヘシ」という捨て台詞は端的にそれを思わせる。

また、明快になつたのは、同じ「日本人」であつても、朝鮮人に対する著しい救恤金額の差である。被害を訴えた数の差もあるが、そのようなおびただしい被害申告を生んだのはなぜなのかも考えてみる必要がある。満州という土地にあつて、日本人・朝鮮人・中国人の力関係がどのようなものであつたか、ということも考えあわせると、これは単に過去の出来事として終わるわけでもない。しかも、朝鮮人に関しては被害申告の多さを理由として、日本人に対するような丁寧な審査も行われていない。シベリア出兵の時も、朝鮮人の救恤申請はあまり日本側にはよく思われていなかった<sup>35)</sup>。このような感情の底流がこの時点でもあつたためなのかはここからでは不明である。

また、制度的にも大きな変化があつた。これまでの議会制定法による方式から、予算確保の上、執行のための勅令制定という方法に切り替わつたことである。第一次世界大戦の救恤法以外、議会制定法による救恤の場合、支払いは債券で行われていた。救恤金を現金で迅速に交付するためだったのか。これ以後日本が長い緊張と戦争の時代に入っていくことを重ね合わせると、この制度変更は当時の現実と重なり合ってくる。最終的に日米開戦の翌年に制定される「戦時災害保護法」のような恒久法への道は、このあたりから敷かれていたものであろうか。

## 注

- (1) これに関する拙稿としては、「ロシア革命、シベリア出兵被害者への「救恤」、一九二二年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一三三号、二〇〇七年、「シベリア引揚者への「救恤」、一九二三年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一四号、二〇〇八年、「日露開戦に伴う引揚者に対する「救恤」、一九〇九年」『松尾雅嗣教授退職記念論文集 平和学を拓く』(IPSCH) 研究報告四二号)、広島大学平和科学センター編集・刊行、二〇〇九

年、「救恤」政策から見るシベリア出兵史』『ロシア史研究』八四号、二〇〇九年、「尼港事件・オホーツク事件損害に対する再救恤、一九二六年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一六号、二〇一〇年、「第一次世界大戦に伴う被害に対する「救恤」、一九二五年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一八号、二〇一二年。

(2) 全くなかったわけではない。日露戦争時に、サハリンで発生したロシア人の被害に対する見舞金の提供を行ったことがある。伊藤信哉「日露戦争における『戦後補償』問題」日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』成文社、二〇〇五年所収。

(3) 「上海事変被害商工業者救済ニ関スル件」は、一九三二年八月二八日に衆議院で採択されている。これについては、ウェブ版の帝国議会議事録を参照した。

(4) これについてはここでは触れられない。ただし、この法律はその後かなり問題を引き起こしたもののようである。法律は時限立法だったが、その後延長されたりしている。

(5) 「第六十四議会予想質問応答案」アジア歴史資料センター文書 B02031329400 (以下、レファレンスコードを記す。ただし、このコードの下にさらに分岐されている場合もある)。ただし、満州事変以前に発生した抗日運動などによる損害については、この時点では「満州事変及上海事変被害者ノ救恤ヲ実施スルノ計画ヲ立テタル以上前記往來ノ未解決案件被害者ノ救済ヲ無視スルヲ得サルヘキモ財政上ノ理由モアリ旁々目下研究中ナリ」と、具体的な救済の道が示されるには至っていなかった。

(6) 「昭和八年勅令第四百四十三号ニ依ル満州事件ニ因リ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル調書」一九三四年九月、B02030486100。

(7) 第三艦隊司令部「昭和七年五月十五日調 第三国人被害調書(其ノ一)」B02030492600。中国人が外国人との提携関係などを理由に被害救済請求をしてきた場合には、一律救済しないか、救済するとしても背景などを徹底的に調査する方針のいずれかにすべきだとも述べている。

(8) 「第一回審査会議ニ於ケル会長ノ挨拶」B02030488700。「守島課長殿」と書かれた封筒に入っている。救恤審査会審査員である守島伍郎のものであると考えられる。

- (9) これ以後の審査手続きなどについては、特記しない限りは前掲「昭和八年勅令第四百十三号ニ依ル満洲事件ニ因リ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル調査」をもとにしてはいる。
- (10) 「満洲事件ニ依リ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル件」一九三三年五月一日。B02030486100。
- (11) 白井勝美『満洲事変』中公新書、一九七四年。
- (12) 「昭和八年勅令第一四三号ニ基ク救恤審査ニ関スル決議案(但シ第三国人ノ救恤ニ関スルモノヲ除ク)」B02030487700。この文書はいくつも収録されている。また、期間内に何度も修正や訂正を受けている。
- (13) 「但シ世帯主ニシテ特殊ノ事情アル者ニ対シテハ最低二百五十円最高七百円迄支給スルコトヲ得」という例外事項が特記されている。実際に、残っている救恤決定者一覧を見ると、親日的な朝鮮人と思われるものには多めの救恤金が交付されている。金額が低すぎることに対する一定の政治的考慮だろうか。
- (14) 不思議なのは、満洲以外で被害をこうむった朝鮮人や、満洲でも公務員になっていた朝鮮人には、「内地人ト同様ノ手續ニヨリ」査定をすることになっていることである。満洲在住の一般朝鮮人にだけ差別的な取扱いをした理由がわからない。前掲B02030487700。
- (15) 「別紙第四号 査定方針〔軍側ト打合せ〕」。一九三三年六月二二日に出了れた史料。B02030488700。これ以前にも既に決まっていたものと考えられる。
- (16) 「クインシー、ライト」ノ論文「上海ニ於ケル損害ニ対スル責任」報告ノ件」アジア歴史資料センター文書B02030489400。クインシー・ライトの論文そのものはQuincy Wright, "Responsibility for losses in Shanghai," *The American Journal of International Law*, Vol.26, 1932, pp.586-590. の文書には *The American Journal of International Law* が一冊添付されているが、なぜか論文掲載号ではない。
- (17) 「上海事件第三国人被害取償方ノ件」前掲B02030489400。
- (18) 「上海事件ニ依ル第三国人被害ニ対スル見舞金ニ関スル説明書」前掲B02030489400。
- (19) 石射から内田宛ての電報。一九三三年五月二〇日。B02030488500。
- (20) 「上海事件第三国人被害救恤問題」制作された日時は不明。前掲B02030488500。
- (21) 「第三国人「クレーム」ニ関スル件」。日時不明。前掲B02030488500。一部黒塗りなどがなされている。二段組みでびっしりと提案などが記されている。「シベリア」事件ノ後始末調査参考トスルコト」という言葉はこの文書の別のところにも出てくる。
- (22) 「上海事件賠償問題(永安紡績第三工場ニ関スル件)」一九三二年一月十五日。前掲B02030489400。
- (23) 石射総領事から広田弘毅外相への電報。一九三四年三月二日。B02030490800。
- (24) 石射総領事から広田外相へ。一九三四年三月二六日。B02030490800。後日、これについては広田外相から「貴案ノ趣旨ハ至極結構ナルニ付出来得ル限り右ニ依リ話ヲ纏メラルル様致度尚出来得レハ米国外ノ各国ニ対シテモ同様「ライオン」ニテ全部ノ「クレーム」ヲ放棄セシムル様仕向ケラレ度」と全面賛成の旨が伝えられている(「上海第三国人「クレーム」中米国側「クレーム」一括解決方ニ関スル件」一九三四年四月一七日)。
- (25) 石射総領事から広田外相へ。一九三四年五月三日。前掲B02030490800。
- (26) 石射総領事から広田外相へ。一九三四年五月一六日。前掲B02030490800。
- (27) 石射総領事から広田外相へ。一九三四年八月一三日。前掲B02030490800。
- (28) 「上海事件第三国人直接被害救恤ニ関スル件」石射総領事から広田外相へ。一九三四年九月一七日。前掲B02030490800。
- (29) 「太田兄 六月十二日」と記された書簡。前掲B02030490800。
- (30) 一九三五年二月二七日から翌日にかけての石射と広田の間の電文のやり取りがある。B02030491600。
- (31) 「上海事件ニ於ケル丁抹人「クリーネ」ノ直接被害ニ関スル件」一九三五年二月二〇日。前掲B02030491600。
- (32) 「上海事件第三国人直接救恤ニ関スル件」一九三五年四月五日。前掲B02030491600。
- (33) 「四月二十六日」と書かれた書簡。前掲B02030491600。

- (34) 一九三五年五月三日から翌日にかけての電報が残っている。前掲 B02030491600。
- (35) 一九三五年五月一六日、二二日、二五日の電報。前掲 B02030491600。
- (36) 「上海事件第三国人直被救恤ニ関スル件」一九三五年六月二六日。前掲 B02030491600。
- (37) 前掲拙稿「シベリア引揚者への「救恤」、一九二三年」、および「救恤」政策から見るシベリア出兵史」。朝鮮人被害申告者への救恤金交付は、常に植民地の運営と密接にかかわっていた。

追記 本論文は、平成二五年度山口県立大学創作研究助成による研究成果の一部である。

## Solatum to Victims of the Manchurian Incident and Shanghai 1932 Incident by the Japanese Government,1933-1935

IZAO Tomio

The purpose of this article is to explain about the solatium for the victims of the Manchurian Incident and Shanghai 1932 Incident.

There were a lot of victims of the Manchurian Incident and Shanghai 1932 Incident. While the Imperial Japanese government denied compensation to the victims of these incidents, the Japanese government did offer "solatium" to the victims. Especially notable is that the Japanese government gave solatium to foreign victims for the first time because Shanghai was an international city and there were many foreign inhabitants.

The author also explains about the process of allowing solatium.

